天草市農業委員会告示第１１号

公　　示

下記農地は農地法第 32 条第１項第１号又は第 33 条第１項に該当する農地であるので、同法第 32 条第３項（同法第 33 条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和８年１０月２７日

天草市農業委員会会長　山下　和弘

記

１　農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条項等	農地の所有者等の情報
天草市有明町上津浦字高尾４９１４番１	畑	３４５	所有権	農地法第３３条第１項	嶋田　菊太郎
天草市有明町上津浦字高尾４９１４番３	畑	３４４	所有権	農地法第３３条第１項	嶋田　菊太郎
天草市有明町楠甫字城ノ首２０９０番	田	１，１９１	所有権	農地法第３３条第１項	萩平　隆信

農地法第 32 条第１項第１号　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第１項第２号　その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第１項　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2　この公示は、農地法第32条第１項第１号、第２号及び同法第33条第１項の農地について、当該農地について同法第32条第２項及び第３項（これらの規定を同法第33条第２項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の２により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3　上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4　また、この公示があった日から起算して２月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第１項第２号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。